

[1] 資材単価

1. 資材単価の適用区分

価格については（財）経済調査会に調査委託し、決定している。

平成19年度単価はすべて大口取引価格として調査しているが、小口取引の場合でも単価の補正は行わない。

2. 用語の定義

(1) 長崎県土木部設定単価……長崎県土木部設定単価は、土木部技術情報室において決定した基本単価一覧表をいう

(2) 物価資料……(財)物価調査会発行の「月刊建設物価」、「建設物価ニュース速報」、「臨時増刊土木コスト情報」並びに(財)経済調査会発行の「月刊積算資料」、「週間速報物価版」、「臨時増刊土木施工単価」、「積算資料九州版」をいう。

(3) 見積書……メーカー、商社等から見積を徴収したものをいう。

(4) 特別資料……特別調査等による資料をいう。

(5) 公表価格……メーカー、各種協会が一般に公表している需要者渡し価格（設計価格、建値、定価等）

3. 資材単価の決定について

価格は、原則として、積算時の価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する資材の単位当たりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、購入価格、買入りに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、積算時の設計単価とする。

なお、設計単価は、長崎県土木部設定単価（以下「基本単価一覧表」という。）、特別調査単価（臨時調査）、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）、掲載価格または見積もりをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢価格を反映するものとする。

また、工事規模、工種、施工箇所及び施行条件から下記によりがたい場合は事前に本庁事業課と協議のうえ別途決定する。

1) 基本単価一覧表による場合

イ) 基本単価一覧表の単価は、技術情報室において決定したものをいう。

基本単価一覧表に掲載がある場合は、これを積算に用いる単価とする。

2) 物価資料による場合

イ) 1)の方法によりがたい場合は、設計単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。

ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は積算時の最新月号とする。

ロ) 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般的に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる設計単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる設計単価とする。

3) 掲載品と類似する資材等を使用する場合。

基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されていないが、一般的に製造され、かつ市況にある資材単価（二次製品等）は、下記のとおり算出して設計単価とする。

イ) 中間サイズの場合 (規格が異なる場合)

$$\text{中間品単価} = \frac{\text{① 中間品の見積またはカタログ等の単価} \times \text{② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③ ②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価}}$$

なお、直近上位とは、基本単価一覧表及び物価資料等に掲載されている直近上位額のサイズをいう。

ロ) 類似品または品目が異なる場合

$$\text{類似品単価} = \frac{\text{① 類似品の見積またはカタログ等の単価} \times \text{② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価}}{\text{③ ②に対応する見積もりまたはカタログ等の単価}}$$

ただし、②の対象サイズは原則として類似品サイズとするが、掲載されていない場合は、直近サイズとする。

また、他で実施した特別 (臨時) 調査の単価も「② 基本単価一覧表または物価資料等掲載の直近上位の単価」とすることができるものとする。

4) 見積もりまたは特別 (臨時) 調査による場合

1) ~ 3) により単価決定ができない資材については、見積もりまたは特別 (臨時) 調査により単価を決定する。

ただし、次のイ) ロ) に該当する資材価格については、特別 (臨時) 調査により単価を決定する。

イ) 基本単価一覧表に掲載されている資材で、1 工事の使用量が、下記に該当する場合。

- i. セメント (バラ) : 使用量が 1,000 t 以上の場合
- ii. セメント (袋) : 使用量が 60 t (2,400 袋) 以上の場合
- iii. 火薬 : ①火薬庫有りの場合 ②使用量が 1 t 以上の場合
- iv. 電気雷管 : ①火薬庫有りの場合 ②使用量が 1,000 個以上の場合

ロ) 1 工事当たりの資材調達価格 (資材数量×単価) が 500 万円以上または 1 資材価格が 50 万円以上の資材。

ただし、下記 i ~ v に該当する資材については、1 工事当たりの資材調達価格 (資材数量×単価) が 200 万円以上または 1 資材価格が 50 万円以上の資材。

- i. 橋梁関係資材
 - ① 支承
 - ② 落橋防止装置
 - ③ PC 桁 (工場製作桁)
 - ④ 橋梁用防護柵
 - ⑤ 伸縮装置
- ii. ダム工事積算資料で定める資材
- iii. NATM 積算資料 (案) で定める資材
- iv. 簡易浮き栈橋 (付属品含む)
- v. 機器・計器類

ハ) 見積もり徴取・決定方法

- i. 見積もり徴取する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積もり有効期限等の条件を必ず提示し、発注担当機関長名で見積もり依頼を行う。
- ii. 見積もりは、原則として 3 社以上から徴取する。
- iii. 積算に用いる資材単価の決定方法は、異常値を除いた価格の最低価格とする。
(異常値とは、徴取した全ての見積もりの平均値を中心に、±30%の範囲を超えるものとする。)

- 5) 価格変動が著しい場合
主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料の速報」等の価格を採用する。
- 6) その他
単価採用順序は、1)、2)、3)、4)の順とする。

[2] 単価適用上の注意事項

1. 地域別資材単価

(1) 資材単価地区割（捨石を除く）

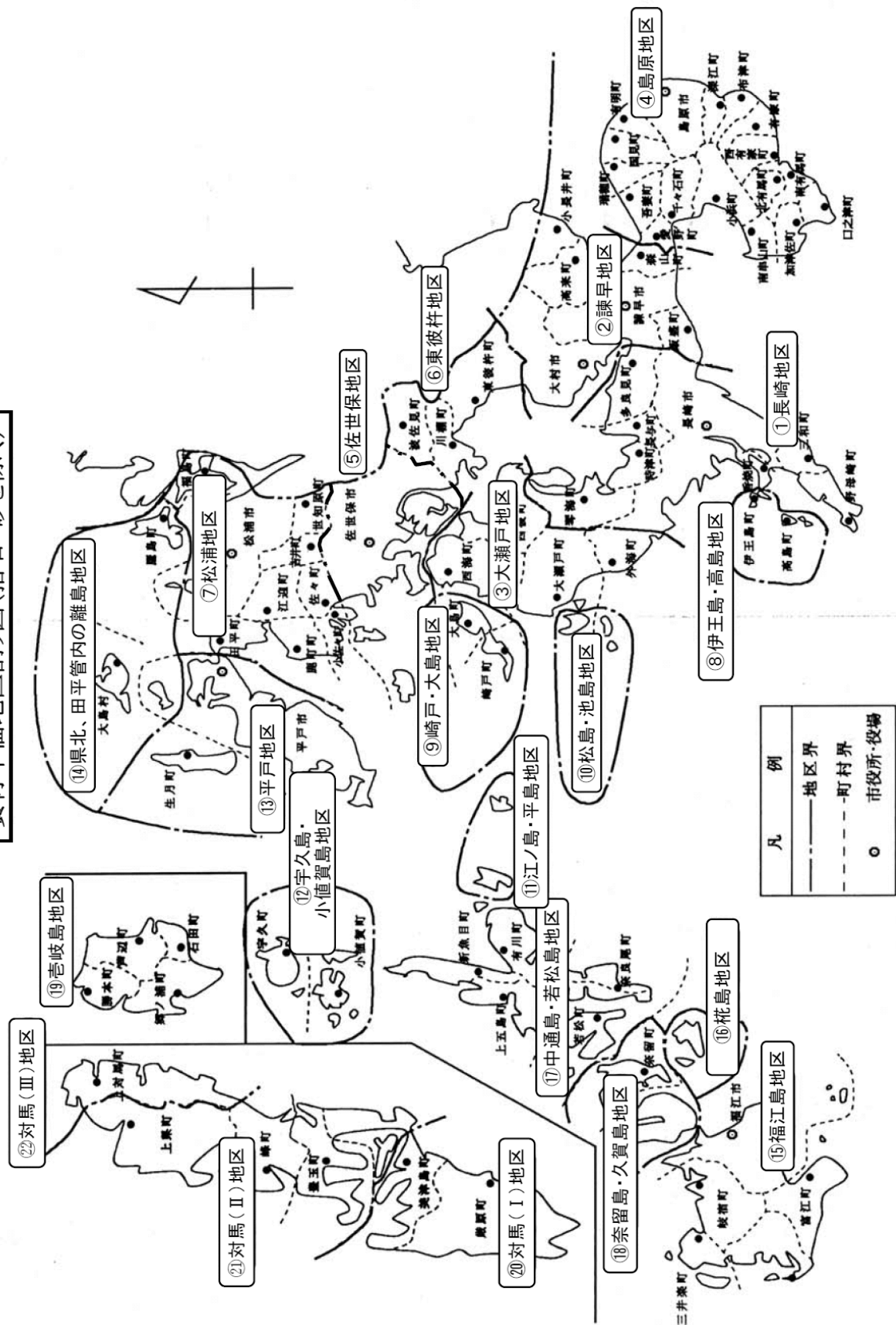
地区割については地区割図の通りとするが下記地区については注意すること。

- ① 1 地区……………長崎（樺島を含む）
- ② 14 地区……………⑫⑬除く県北・田平管内の離島（佐世保市の黒島と高島も含む）
- ③ 20 地区……………対馬Ⅰ（旧美津島町万関橋以南）
- ④ 21 地区……………対馬Ⅱ（旧美津島町万関橋以北で旧上対馬町を除く）
- ⑤ 22 地区……………対馬Ⅲ（旧上対馬町）

資 材 単 価 地 区 割

地 区	該 当 市 町 村
①長崎地区	長崎市（旧伊王島、旧高島町、旧外海町を除く） 長与町 時津町 諫早市（旧多良見町のみ）
②諫早地区	諫早市（旧多良見町を除く） 大村市
③大瀬戸地区	西海市（旧崎戸町・旧大島町を除く） 長崎市（旧外海町のみ）
④島原地区	島原市 雲仙市 南島原市
⑤佐世保地区	佐世保市（旧吉井町・旧世知原町・旧小佐々町・旧宇久町を除く）
⑥東彼杵地区	東彼杵郡（東彼杵町 川棚町 波佐見町）
⑦松浦地区	松浦市 北松浦郡（江迎町 鹿町町 佐々町） 佐世保市（旧吉井町 ・旧世知原町・小佐々町のみ） 平戸市（旧田平町のみ）
⑧伊王島・高島地区	長崎市（旧伊王島町・旧高島町のみ）
⑨崎戸・大島地区	西海市（旧崎戸町・旧大島町のみ）
⑩松島・池島地区	
⑪江ノ島・平島地区	
⑫宇久島・小値賀島	佐世保市（旧宇久町のみ） 小値賀町
⑬平戸地区	平戸市（旧平戸市、旧生月町のみ）
⑭県北田平地区の離島	松浦市（旧鷹島町のみ） 平戸市（旧大島村のみ） 佐世保市（黒島、高島のみ）
⑮福江島	
⑯杵島	
⑰中通島 若松島	
⑱奈留島 久賀島	
⑲老岐島	
⑳対馬（Ⅰ）	対馬市（旧巖原町、旧美津島町万関橋以南）
㉑対馬（Ⅱ）	対馬市（旧美津島町万関橋以北、旧豊玉町、旧峰町、旧上県町）
㉒対馬（Ⅲ）	対馬市（旧上対馬町）

資材単価地区割り図(捨石・砂を除く)



(2) 生コンクリート、アスファルトについて

①生コンクリート、アスファルト単価の適用区分

生コンクリート、アスファルトについては、プラントがない離島には適用しない。

(ア) 県北田平の離島管内の生コンクリートの価格は鷹島、大島、度島以外には適用できない。

(イ) 奈留島、久賀島管内のアスファルトの価格は奈留島以外には適用できない。

②生コンクリート単価の地区による補正について

(ア) 生月島については平戸地区単価とし生コンクリートのみ平戸地区単価に+1,000円/m³とする。

(イ) 伊王島・高島地区のうち伊王島についてのみ、同地区単価に+1,800円/m³とする。

③生コンクリート小型車(4t車以下)割増について

(03)大瀬戸地区は1,500円/m³とする。

(01)長崎地区は、1台・1回当たり3,000円とする。

(11)平戸島地区、(15)中通島地区は1,000円/m³とする。

(02)諫早地区は1,000円/m³とする。

(07)松浦地区は1台・1回当たり1,000円とする

その他の地区は割増しないものとする。

(3) 再生クラッシャーランの単価について

① (08)伊王島・高島の単価については、伊王島のみ適用とする。

③(14)12, 13を除く田平管内の離島の単価については、鷹島のみ適用とする。

(4) 捨石・砂（海上渡し）単価地区割図

① 捨石

地区割については表－1及び、捨石地区割図の通りとする。

(表－1)

	地区名	範囲
1	本土北区	佐賀県堺より佐世保市と西海市の市堺まで
2	本土中区	佐世保市と西海市の市堺より長崎市（旧野母崎町と旧三和町の町堺）まで
3	本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
4	本土南区	長崎市（旧野母崎町と旧三和町の町堺）より佐賀県堺まで
5	宇久・小値賀地区	佐世保市（旧宇久町）、小値賀町、平島、江ノ島
6	上五島地区	中通島、若松島、奈留島、久賀島
7	下五島地区	福江島全島
8	壱岐全島	壱岐市管内
9	対馬東沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より浅茅湾一円及び対馬市厳原町豆酩崎鼻まで
10	対馬西沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より対馬市豊玉町小松崎鼻まで、御崎鼻～豆酩崎鼻まで

② 砂（海上渡し）

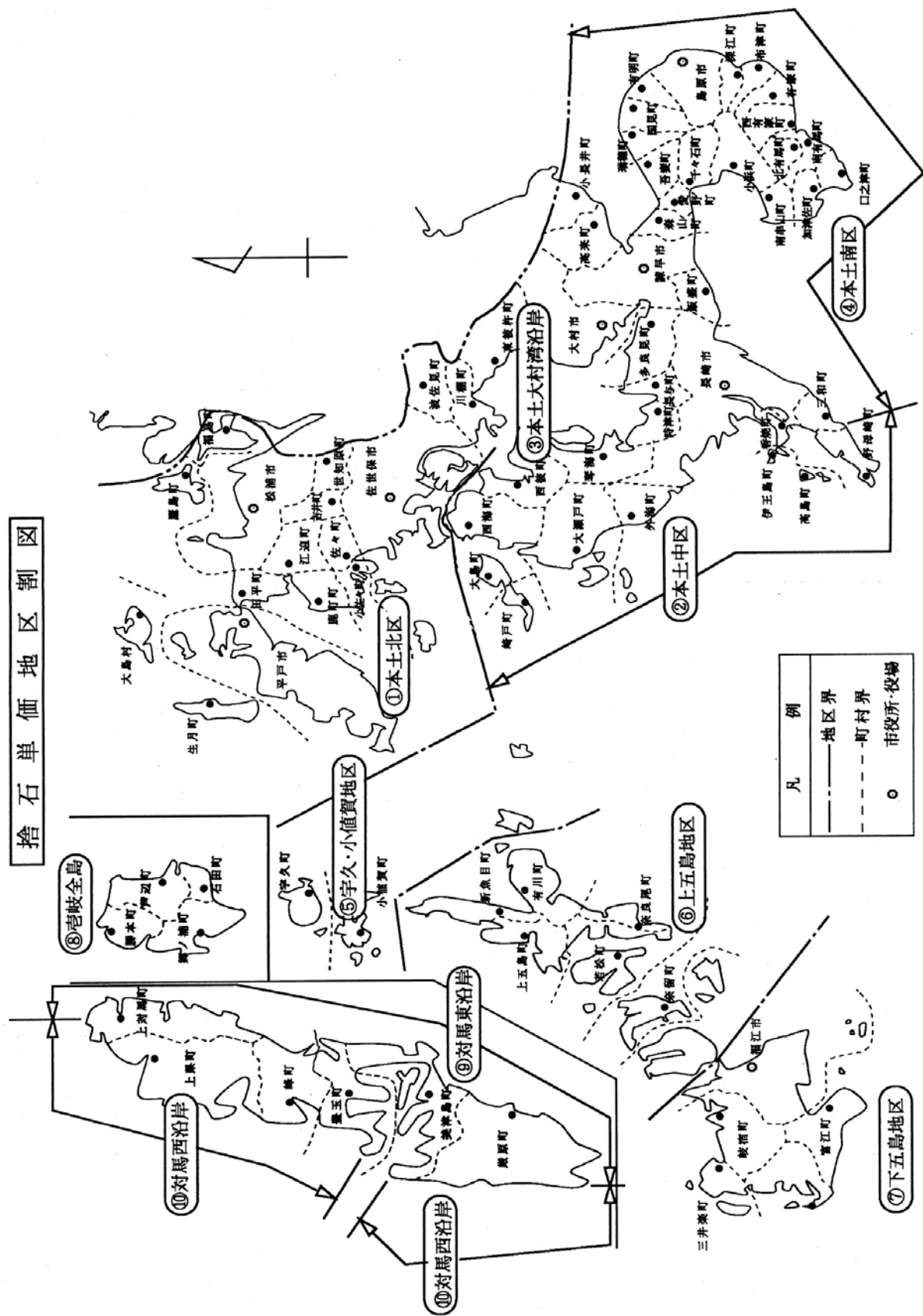
地区割については表－2及び、捨石（海上渡し）地区割図の通りとする。

(表－2)

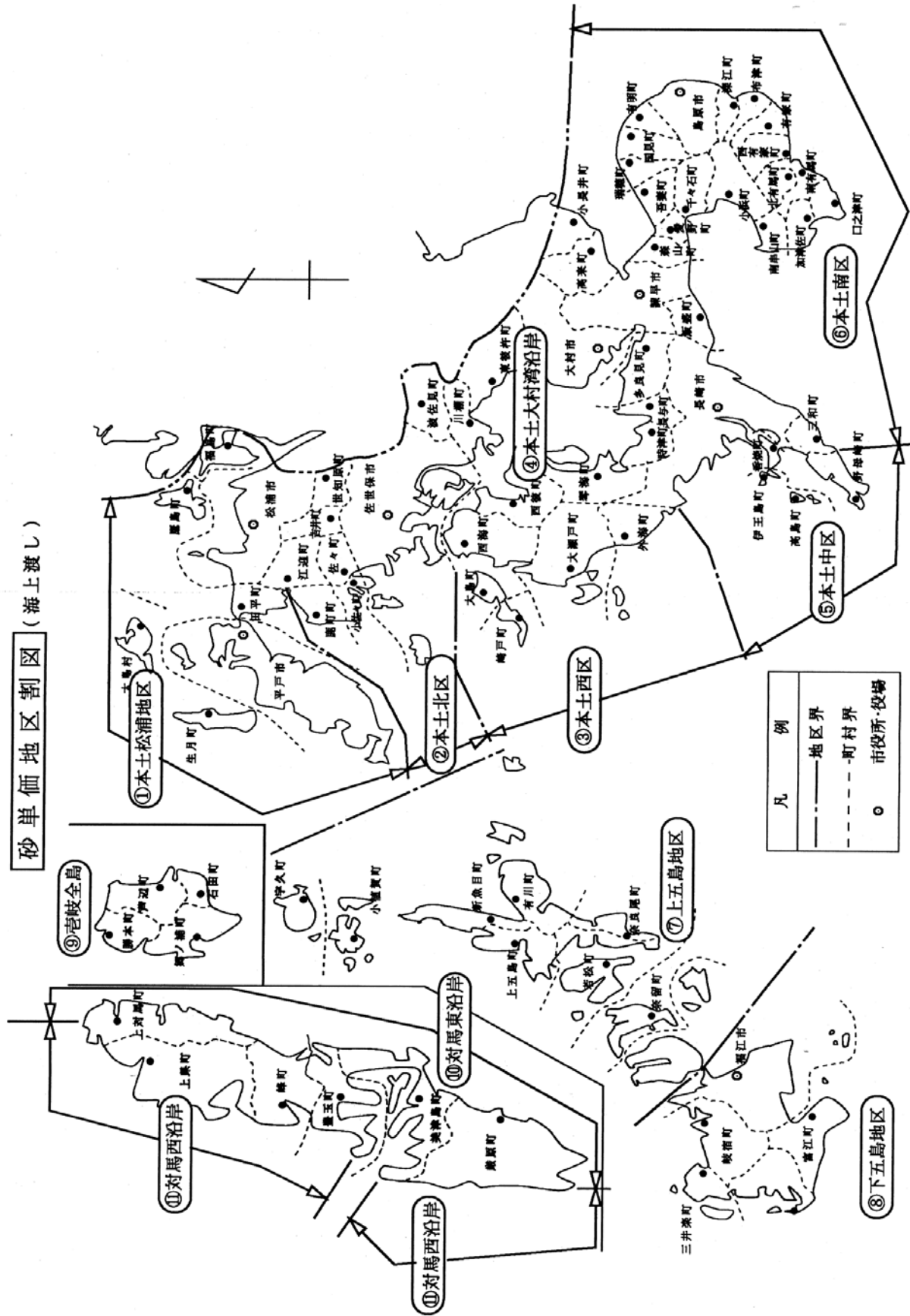
	地区名	範囲
1	本土松浦地区	佐賀県堺より江迎町と鹿町町の町堺まで
2	本土北区	江迎町と鹿町町の町堺より西海市西海町寄船鼻まで
3	本土西区	西海市西海町寄船鼻より長崎市（旧外海町と旧長崎市の市町境）まで
4	本土大村湾沿岸	大村湾沿岸
5	本土中区	長崎市（旧外海町と旧長崎市の市町境）より長崎市（旧野母崎町と旧三和町の町境）まで
6	本土南区	長崎市（旧野母崎町と旧三和町の町境）より佐賀県境まで
7	上五島地区	佐世保市（旧宇久町）、小値賀町、平島、江の島、中通島、若松島、奈留島、久賀島
8	下五島地区	福江島全島
9	壱岐全島	壱岐市管内
10	対馬東沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より浅茅湾一円及び対馬市厳原町豆酩崎鼻まで
11	対馬西沿岸	対馬市上対馬町久ノ下崎より対馬市豊玉町小松崎鼻まで、御崎鼻～豆酩崎鼻まで

注：ケーソン中詰砂、サンドコンパクション用砂、置換砂に使用する単価である。

捨石単価地区割図



砂単価地区割図 (海上渡し)



(5) セメント

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント（バラモノ）は、一件工事で1,000 t以上使用する場合は、適用できない。

なお、1,000 t以上使用する場合は、特別調査により単価を決定すること。

基本単価一覧表のコードに掲載しているセメント（袋物）は4 t以上8 t未満の場合とし、4 t未満についてはセメント（小口・袋物）を使用すること。

(6) 火 薬

基本単価コード（TT4001～TT4005）単価は1 t未満の場合とする。

1 t以上及びトンネル、ダム等の大型事業の場合は特別調査によること。

(7) コンクリート二次製品の海上運賃

離島において本土生産されるコンクリート二次製品を使用する場合のkg当たり海上運賃は基本単価コード（TT0001）とし、適用については下記による。

1. 海上運賃には、島内での陸上輸送を含む。
2. 離島本島から離島の離島へ海上運搬する場合は、別途見積を行う。

(8) 鋼矢板、鋼管杭、H杭等の単価決定について

取引数量及び各種エキストラは、市場価格資料による。

なお離島地区についてのkg当たり海上運賃は基本単価コード（TT0002）とし、適用については、下記による。

1. 海上運賃には、島内での陸上輸送を含む。
2. 離島本島から離島の離島へ海上運搬する場合は、別途見積を行う。

(9) TP3205～TP3250 のフェンスの規格は、以下のとおりとする。

ビニル被覆（TP3205～TP3226） 線径φ3.2×網目50 mm

亜鉛メッキ（TP3231～TP3240） 線径φ3.2×網目56 mm

メッキ着色（TP3241～TP3250） 線径φ3.2×網目56 mm

(10) 安全灯について（詳細の規格は、下表のとおりとする。）

区 分	規 格	単 位	本土地区	離島地区
第1線 防波堤	<灯具> 灯色：黄色、赤、緑 光達距離：5km～9km 閃光時間：2秒～4秒 材質：耐食アルミニウム合金 <標体（ポール）> 灯高：3.0m以上 材質：STK400亜鉛メッキ <電池> 形式：太陽電池式 耐用年数：蓄電池3～5年	基	TP4496 (LEDタイプ)	TP4497 (LEDタイプ)
第2線 防波堤	<灯具> 灯色：黄色、赤、緑 光達距離：2km～5km 閃光時間：2秒～4秒 材質：耐食アルミニウム合金 <標体（ポール）> 灯高：3.0m以上 材質：STK400亜鉛メッキ <電池> 形式：太陽電池式 耐用年数：蓄電池3～5年	基	TP4498 (LEDタイプ)	TP4499 (LEDタイプ)

2. 共通資材単価

(1) 資材単価は原則として工事現場渡し価格とする。

(2) 鋼板・形鋼について

- ① 価格採用にあたっては、販売価格（市中価格）を原則とし、実勢販売価格（実取引価格）を考慮する。
- ② 形鋼のうち鉄塔向け以外の等辺山形鋼については、市中価格とする。

(3) 長崎県産材スギ・ヒノキ丸太価格（森林土木用）

- ① 白木仕上げ（皮剥ぎ）丸太：壱岐、近離島については別途運搬費を計上すること。（本土最寄港渡し。）また、対馬については取扱いを行っていない。
- ② 円柱加工丸太：五島及び壱岐、近離島については別途運搬費を計上すること。（壱岐は厳原港渡し。五島及び近離島は本土最寄港渡し。）
- ③ 燻煙丸太：対馬島内現場渡し単価とする。

3. 建設機械賃料

長期割引率及び賃料に含まれる料金

機 種	長期割引率	燃 料 費	ホ ー ラ 賃 料 金
トラッククレーン	20%割引済	含む	含む
ホイールクレーン（ラフテレーンクレーン）	〃	〃	〃
クローラクレーン	無し	別途計上	〃
トラクターショベル	35%割引済	〃	別途計上
ロードローラ	〃	〃	〃
タイヤローラ	〃	〃	〃
振動ローラ	〃	〃	〃
高所作業車	〃	〃	〃
空気圧縮機	〃	〃	〃
発動発電機	〃	〃	〃
水中ポンプ	〃	〃	〃
ミニバックホウ	〃	〃	〃
バックホウ	〃	〃	〃
高所作業車（トラック架装リフト）	〃	〃	〃

(注) 長期割引率等の内容については積算資料及び建設物価を参考。

[3] 機械設備工事単価

1. 素地調整費

「土木工事積算基準書」の「第Ⅳ編道路」「第7章橋梁工」「②橋梁塗装工」によるものとする。